法第４０条、岐阜県建築基準条例第６条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における堅ろうな建築物

条例第６条第１項第３号に規定する建築物の取扱いは次による。

① がけ下に建築する場合、がけの下端を含む水平面からがけの高さ以下の構造耐力上主要な部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、がけの上端から敷地に向かって水平面に対し３０度の仮想線を設定した場合に、仮想線より下に開口部を設けないもの。

② がけ上に建築する場合、がけの下端から敷地に向かって水平面に対し３０度の仮想線を設定した場合に、仮想線より下に鉄筋コンクリート造の連続した基礎構造があるもの。

